

「なお、付言するに、地方公共団

体が法人の事業に関して当該法人の債権者との間で締結した損失補償契約について、財政援助制限法三条の規定の類推適用によって直ちに違法、無効となる場合があると解することは、……相当ではないというべきである。上記損失補償契約の適法性及び有効性は、地方自治法二二二条の二の規定の趣旨等に鑑み、当該契約の締結に係る公益上の必要性に

関する当該地方公共団体の執行機関の判断にその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったか否かによって決せられるべきものと解するのが相当である。」

上記は、一〇月二七日にあった最高裁判決の一部である。冒頭に「なお、付言するに」とあるように、この判断は、判決の結論とは直接関係がなく、講学上「傍論」と称されるものであるが、各地における三セク改革の障害の一つとなっていた金融機関等との間の損失補償契約の有効性に関する疑義について、最高裁が明確な判断を示したものであり、実

務上、極めて重要な意味をもつ。

この判決の事案は、市が過半を出資して設立された株式会社に融資した複数の金融機関等との間で、その融資によって当該金融機関等が損失を被ったときは、その損失を市が補償するという契約（損失補償契約）が締結されていたところ、当該株式会社

の経営が困難になり、当該契約に基づく損失補償が履行されそうだというところで、住民がその差し止めを求めたものである。これについて、一審で

ある長野地裁は当該損失補償契約の効力を認めて、住民の訴えを棄却し、控訴審である東京高裁は、当該損失補償契約が法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（財政援助制限法）三条に違反し、無効であるととして、住民の訴えを認めた。

記\*月\*士\*護\*弁\*続

12

損失補償

橋本 勇

この事案の特徴は、控訴審の判決の後清算手続きに入った当該株式

社が、その手続きの中で、損失補償契約の対象となっていた当該金融機関等からの借入金の全額を返済したために、控訴審が前提とした損失補償を実行する蓋然性が消滅したこと

にあった。純粹に法律的な観点からは、控訴審の結審前にこのような状況になった場合には、訴えが却下されるのは当然であるが、証拠調べを行う権限のない最高裁が、このような事実を認定して、その認定を前提とする判断をすることができ

ることが問題であった。これについては、損失補償実行の蓋然性は訴えの利益の存否の問題であり、訴えの利益の存否は訴訟要件の問題であるから、職権で探知できるとして、損失補償契約が財政援助制限法に違反するか否かについての判断がなされないままに、原判決取消

し、訴え却下という判決も想定されていた。

そして、その場合は、以後も相反する下級審の判断が残ることとなつて（損失補償契約を違法とした原判決は取り消されるが、その判断が誤りであると指摘されるわけではない）、平成二五年度までの時限付きの改革推進債を利用した三セクの改革にもブレーキがかかりかねないということが危惧されていた。

このような状況を踏まえて、最高裁に対しては、損失補償契約が財政援助制限法三条に違反するか否かの判断が地方財政にとっていかに重要な問題であるか、三セクの処理はそれが有効であることを前提として進められるべきものであることを十分に説明し、たとえ却下判決であっても、実体判断をも示すべきことを強く要請していたところであった。

損失補償契約と財政援助制限法三条の関係については、官川光治裁判官が補足意見で詳しく述べているので、できれば、判決原文を一読されることをお勧めする。

（弁護士